

# 定期監査報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象

平成31年4月1日から令和元年9月30日までの一般会計予算及び特別会計予算並びに病院事業会計予算に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を実施した。

### 2 監査の方法

監査を実施するに当たっては、地方自治法第199条第1項の財務に関する事務、同条第2項の一般行政事務の執行が同法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿ってなされているかどうかについて、各課等から提出された資料に基づき事前に予備調査を行い、監査実施期日には各担当課長等から説明を徴取して実施した。

〈本年度の重点項目〉

- 収入事務に関すること
- 支出事務に関すること
- 収入確保状況に関すること
- 補助金の執行状況に関すること

### 3 監査の日程及び実施場所

令和元年11月7日、8日、11日

横芝光町役場 公室

## 第2 監査の結果

当町の一般会計予算は、約106億円で、その他特別会計を含めると約165億円となり、昨年度と比較すると、約2億円増額となっている。

このような中、予算に計上されている事業については総体的におおむね適正かつ順調に執行されているものと認められた。しかしながら、令和2年度で普通交付税の合併特例措置額が終了し、更には、人口減少及び少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少見通しから町民税の伸びが望めないなど、行政全般の財政状況はより一層厳しくなっていくことが予想される。このことから、踏み込んだ経費の削減及び国・県の交付金を活用した新たな歳入の確保並びに台風15・19号被害における被災者支援の適切な対応を要望する。

なお、その他気づいた点は以下のとおりである。

- 長時間労働について、平成31年4月に働き方改革関連法が施行され、時間外労働の上限が月45時間、年360時間が原則となったが、台風15号・19号被害に対する被災者支援等の業務が多岐にわたることから、管理職については業務配分に留意し、職員の心身の健康にも配慮しつつ、職員の勤怠管理に努められたい。
- 町長交際費について、適切に執行されているところであるが、自治体に対する世間の目は年々厳しいものとなってきているため、支出基準を遵守した執行に留意されたい。
- マイナンバーカードの普及率が低い状況であった。令和3年3月から健康保険証として利用できるようになることもあり、普及率向上のための周知徹底に努められたい。
- 町税等の収納について、担当課で所定の手続により実施されている。相手の事情に応じた対応に留意し、より一層の滞納の抑制に努められたい。
- 公有財産の跡地利用が決まっていないところがある。適切な手続の上、有効に活用されるよう、引き続き検討を図られたい。